

決算特別委員会会議録（５）			
日 時	令和５年１０月　６日（金）	開　　議	午後　１時００分
		閉　　会	午後　４時１７分
場　　所	第２委員会室		
議　　題	付　託　案　件		
出席委員	松岩委員長、前田副委員長、松井・平戸・橋本・横尾・ 中村（吉宏）・高橋・中村（誠吾）各委員		
説　明　員	市長、教育長、小林・佐々木両監査委員、副市長、総務・財政・ 産業港湾・生活環境・福祉保険・こども未来・建設・教育各部長、 保健所長、監査委員事務局長　ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 <			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松井委員、橋本委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。新井田委員が橋本委員に、白川委員が横尾委員に、小貫委員が松井委員に、白濱委員が平戸委員に、佐藤委員が中村吉宏委員に、下兼委員が高橋委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、立憲・市民連合、共産党、自民党、公明党、みらいの順といたします。

立憲・市民連合。

○高橋委員

◎子育て支援について

まず1点目、子育て支援に関連して、ここではファミリーサポートセンター事業について伺っていききたいと思います。

ファミリーサポートセンター、いわゆるファミサポですけれども、これは、子育ての援助を行いたい方と子育ての援助を受けたい方が会員となって助け合い、地域の子育て支援を行うという会員組織であります。小樽市のファミサポにおいて、昨年度の実績というのが令和4年度事務執行状況説明書に載せられていましたけれども、そちらでは、延べ1,229件となっています。この利用の実態として、内容はどのようなものが多くを占めるのでしょうか、まずこちらをお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

令和4年度の利用実績を見ますと、主に保護者の短時間の就労の場合の預かりですとか、小学校や保育所への送迎、また保育所や幼稚園終了後の預かり、習い事の送迎といったもので7割近くを占めておりますので、保護者の就労を要因とした利用が多い状況となっております。

○高橋委員

かつては、それを御家族の方とかが担っていたところを、やはり昨今の核家族化が進むに当たって、こうした地域の方々がサポートしているものだ認識しています。

ここで、サポートの場となるのはどこが多いのでしょうか。先ほどおっしゃっていただいた送迎とかに関しては、外になるでしょうけれども、屋内の場合には、どの場がサポートの主なフィールドになるのかをお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

預かりの場ですけれども、ほぼ依頼会員の子供を自宅で預かることが多い状況となっています。

○高橋委員

ある意味、シッターのような使われ方をされているのかというふうに理解いたしました。

そして、次にお聞きするのが、利用に関する費用についてと、その決済といいますか、費用のやり取りの仕方についてお示しいただきたいということと、加えて会員の方への報酬の支払いについても、そのスキームを御説明いただきたいのですけれども、この辺り、いかがでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

まず費用につきましては、主なものを申しますと、日常の援助、保育所や幼稚園の送迎ですとか、子供のお預かりですけれども、それは30分300円で、病気や緊急時には1時間900円となっております。あと交通費が生

じた場合は実費がかかりますけれども、何分、何時間の利用をしたかというのは、会員同士で確認し合って決まる形になっております。それで発生する料金については、援助終了後に依頼会員が直接、提供会員に支払う仕組みとなっております。

○高橋委員

次に伺いますが、この預かり方といいますか、サポートの仕方についてです。例えばグループでの預かりのような、1対多、あるいは多対1という預かり方というのもあるのでしょうか。このファミリーサポートセンター事業の中で、できるサポートとできないサポートを、利用の規約等に定めていることがあれば御説明いただきたいのですけれども、こちらもお答えいただけますか。

○（こども未来）子育て支援課長

基本的には1対1でのお預かりというところになっておりますけれども、兄弟の場合ですと、子供の年齢といったものを考慮して、安全と判断される場合には2人でも預かることもございます。

ただ、グループでの預かりですとか、別々の依頼会員の子供を1人の提供会員で預かるというようなことはしておりません。また、兄弟の場合であっても、病児の預かりについては、原則提供会員1人に対し子供1人という形になっております。

○高橋委員

今、病児のお話も出ましたので、その流れでお伺いするのですけれども、病児あるいは病後児も預かる場合があるということですね。先ほど金額も御提示いただきましたけれども、通常のサポートといいますか、通常の費用とは違う設定をされているということでした。

このファミサポとは別で、本市には、病児保育施設たつのこルーム、つまり病児保育の受皿というのもあります。ここでファミサポとたつのこルームでの役割の重複も一部あるというふうに考えるのです。

これらのすみ分けについて、市としてどのように考えているのでしょうか。そして、ファミサポ、たつのこルーム、それぞれの病児の預かりについて、昨年度の延べ人数の実績をお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

先に、利用実績をお答えさせていただきます。令和4年度の実績ですが、ファミサポが7件、病児保育施設たつのこルームの利用が32件となっております。

すみ分けの部分のお話ですけれども、まず病児保育事業については、保育所や幼稚園を利用している子供が病気になったときに預けることができる、病児の預かりに特化した事業でございます。そのため専門の施設で、専門の看護師が常駐して、医療行為も行いますし、急な体調の変化にも対応して預かっております。

一方、ファミサポですけれども、こちらは様々な理由で気軽に利用できるというメリットといいますか、地域の中での助け合いの活動になりますので、預かりを100%保証するものではございません。また、医療行為も行いませんし、預かりの最中に子供が急に体調が悪くなったという場合には、お迎えをお願いすることになります。

今お話ししましたとおり、それぞれの事業に内容の違いや特徴がございますので、利用者のニーズも様々なところでございますので、すみ分けという意味ではあまり意識はしておりませんけれども、制度の違い、内容の違いがございますので、状況に応じて利用者に選択していただければというふうに思っております。

○高橋委員

今お答えいただいた点でも、例えば、たつのこルームは、たしか病気、疾病に関してのお預かりはするけれども、けがとかは対象ではなかったように記憶しておりました。ですので、そうしたところでも多少、役割分担みたいなものもあるのかというふうには感じているところです。

次に伺うのですけれども、ファミサポの利用は、先ほど件数を申し上げましたけれども、昨年度で1,229件、好調

に推移しているようには見えますが、他方で課題としてはどのようなところにあるのかということをお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

課題としましては、提供会員の高齢化が進んでおります。利用件数も伸びてはいるのですが、やはり送迎の利用というのが増えている状況にありまして、援助には車の送迎もありますので、会員の高齢化というのは、運転のことで申しますとあまり好ましくないといえますか、そういう部分がございますので、そういった部分では、援助の受皿となる提供会員の確保が課題というふうになってございます。

○高橋委員

車の運転等は私も頭の中から少し抜けていたといえますか、確かにそれは課題としてあるのだなというふうには理解いたしました。

しかしながら、先ほども高齢化が課題になっているということもありましたけれども、こうした活動が地域の中で、安全に遊べるといえますか、交流を図れるということに関しては、世代交流や地域で子供を育てるということにつながるものだというふうにも捉えています。

昨今、いわゆるワンオペ育児ですとか、地域とのつながりが薄いまま子育てしていると、そのような状況にある保護者たちに、うまくリーチしてほしいというふうに思うのですけれども、その辺りの工夫などについてどうお考えか、お聞かせ願います。

○（こども未来）こども家庭課長

地域のつながりが薄いという御家庭に対してのことですけれども、基本的には相談などを待つというだけではなくて、訪問など相談しやすいような環境を整えていく、そういった観点から、地域の保育所など、子育てに関わる関係機関等と連携を取りながら、子育て世代包括支援センターにおきまして相談等に対応してございます。

また、子供が生まれた家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業、それから、乳幼児健診等の機会を通じまして、育児の不安や悩みなどのニーズを把握いたしまして、例えば、地域の親同士の仲間づくりを促していったりだとか、産婦の孤立感の軽減を図るような目的とした産後サポート事業といったものなど、必要な支援につなげていくような対応をまいっております。

○高橋委員

ぜひ幅広にこうした事業をつなげていっていただきたいというふうに思います。

特にゼロ、一、二歳の子供たちでは、保育所等に通っていないというケースも多くて、日常的な地域の関わりを持てていないことは現実であります。そして今、こども家庭庁では、来年度からこども誰でも通園制度（仮称）を打ち出しているというような話も聞いていますけれども、保育士が不足している本市の現状を鑑みるに、スムーズな制度開始ということは難しいのかというふうにも思っています。

そうしたことも踏まえて、今、地域にある人的リソースやシステムを最大限活用していかななくてはならないと考えますので、引き続き、地域共生を図れるような施策展開をよろしく願いいたします。

◎行財政改革について

次に、行財政改革についてです。

こちら令和4年度事務執行状況説明書から伺います。

本市のみならず、多くの都市においてこの行財政改革というところは課題として挙げられるものだと考えています。この事務執行状況説明書上で、職員研修の項目がありました。E B P M研修を行ったというふうに書いてあります。

この対象の職員や研修を受けた人数、あるいは講師の方の属性など、E B P M研修に関わることを概括的に御説明いただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

令和4年度に実施いたしましたE B P M研修の実施状況ということでお答えさせていただきますけれども、まず対象につきましては、課長職以下の職員ということで定員15名ということで設定しておりました。当日、欠席もありましたけれども、管理職が4名、係長職が7名、主任・主事職、係員が2名で合計13名参加しております。

講師の方は外部講師なのですが、これまでに、ほかの多くの自治体の行政評価、それから総合戦略の構築支援業務に関わったという経験がある方で、政策形成に関する研修等も多く実施している実績があるという方に委託という形で行ったところでございます。

○高橋委員

E B P Mに関しては、私もこれまで何度も議会の中で取り上げさせていただいてきました。エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキングということで、エビデンスに基づく政策立案ということですが、研修を受けてもすぐに成果が得られるものではないというふうにも思うのです。ただ、一定の事業を行うからには、効果についても考えなくてはいけないというふうにも思いますが、その辺り、今回の研修に関しての効果はどのように考えておいででしょうか。

○（総務）職員課長

今回の研修の成果、効果ということのお話でございましたけれども、E B P Mの考え方や、活用分析のスキルを習得することが目的の研修ということで行ってまいりました。今、御指摘もありましたが、その研修を受けたからといって職員がすぐ実践できるというふうには、なかなかならないのかとは思っています。13名という限られた数ではありますけれども、実際に研修を受けた職員のアンケートを取っており、研修中の題材で、第2期小樽市総合戦略を利用したのですけれども、K P Iなどの成果指標の設定だとか、そういうものの考え方を学ぶことができたということですか、パソコンを用意しておりましたので、その分析ツールをパソコン上で実際に触ることができたということで、研修を受けた反応というのは非常に良かったのかというふうに考えております。

ですので、当然、限られた人数ではありますけれども、一定の効果がございまして、これを今後も続けて展開し、E B P Mの考え方というものを多くの職員が共有していくことで、今後、効果的な政策形成ということに徐々につながっていくのではないかと考えているところでございます。

○高橋委員

今御答弁の中でもありましたけれども、確かに、一度で理解が深まって完結するものではないと思いますし、これからロールモデルみたいなものをつくって、本来、役所の組織の中で自走できるのが本当は望ましいのかというふうにも思っています。

次の質問ですが、E B P Mは幅広いジャンルにわたっての政策形成に用いられています。ですから分野別に継続してやっていくとか、発展的な何かを考えているとか、昨年度の研修を受けて、ここから、あるいは現状も含めてどのように考えているのか、お示しいただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

私からお答えするので、E B P Mに関する研修の進め方という観点からのお答えということになってしまうのですが、現状の研修は、先ほども申し上げましたけれども、あくまでもE B P Mの基本的な考え方、分析方法などを学ぶ場ということでやっておりますので、実際に学んだことを活用していくということでは、受けた職員等は、ふだんの業務の中で実際にE B P Mを意識しながら政策立案、形成ということをやっていかなければならないということになってまいります。

まずその裾野を広げていくということが必要かと思っていますので、現状はE B P M研修を継続して行いながら、多くの職員がE B P Mの考え方というのを身につけていくことを目指していきたい。

その上で、実際のデータ活用ということで申し上げますと、現在も各課でD Sインサイトが利用可能というふうに

なっておりますので、活用事例を紹介していきながら、実際のやり方ということを職員に周知していくことで、その各分野ごとの展開を各課でやっていくことになると思うのですけれども、そういうものにつなげていきながら、E B P Mというものも各分野でも実際に定着していけばいいとは考えているところでございます。

○高橋委員

次に同じく、人材の育成と多様な人材の確保として、デジタル技術を活用した業務改善研修というものも記載がありました。そして、それとは別にB P R、いわゆる業務プロセスの改善の視点による業務改善研修会というのも行われているようにお見受けしました。

研修の名称は非常に似通っていますけれども、この二つの研修の違いについて御説明いただけますでしょうか。

○（財政）次長

どちらの研修も業務改善策を考えるスキルを身につけることのための研修ということでは同じでございますけれども、デジタル技術を活用した業務改善研修は、システムへの入力作業を自動化するR P Aなどのデジタル技術を活用して業務改善の手法をデザインできる人材を育成するなどを目標にして、D Xの背景や分析手法、業務改善の手法などを学ぶ研修会として行いました。

一方、B P Rの視点による業務改善研修会は、一つの業務を例示して業務フローから現状を確認して、現在の業務の問題点を洗い出し、どう改善していくかということでデジタル技術の活用もありますけれども、それ以外でも改善策を考えるというところでの研修を行ったところでございます。

○高橋委員

この辺りは、自治体D Xも含めてですけれども、システムの標準化、あるいは新たな業務フローを確立して、行政サービスの利便性の向上と効率化というところに取れんしていくのかというふうに感じます。

デジタル化の推進は不可欠ですし、効果も見えやすいため、私たちも進捗を確認しやすい部分ではあります。ただ、申し上げたように、行政サービスの効率化、セキュアなデジタル化推進というのはもちろんのことですが、行財政改革の目的としては、財政の健全性、そして透明性の確保や自治体財政の地域間格差の是正、地域振興と経済活性化など多くの役割を持っているというふうにも考えています。ですから、引き続き、行財政改革に向けても御尽力いただきたいというふうにお願いを申し上げます。

◎商業労政について

次に、商業労政に関する質問なのですが、人口減対策の一環としても雇用対策は喫緊の課題であります。

社会減でいえば、若い世代が転出するタイミングとして、進学と就職が大きな要素となっているわけです。また、少子化に当たっては、所得の低さに起因する望まない少子化を最大限減らしていく必要があるわけです。そうしたことから、よりよい雇用の関係をつくらなければいけないということは皆さん共通認識であるというふうに捉えています。

まず、新規学卒者就職対策について伺っていきます。これまでも、企業説明会など、数々の事業を展開してきたことと思いますが、その成果に関してどのような点を上げられますか。

○（産業港湾）商業労政課長

新規学卒者就職対策についてということですが、合同企業説明会ですとか企業見学会に参加した生徒が就職に結びつくなどの成果が出ておりますほか、企業見学会などを実施することによりまして、大学生や高校生に地元の企業を紹介し、就職先を検討する際の幅を広げることにつながっていると考えております。

○高橋委員

ここで、若者就職マッチング支援事業についてです。対象者としては新規学卒者ですから、高校生や大学生が主になるかと思います。

この事業は、高校生、大学生が同じものに参加をするという立てつけになっているという理解でよろしいでしょ

うか。

○(産業港湾) 商業労政課長

若者就職マッチング支援事業につきましては、企業見学会とか企業出前説明会などの事業を実施しておりますが、その事業の中には、就活セミナーのように高校生のみを対象とした事業もございますけれども、基本的には大学生と高校生で共通のメニューとなっております。

○高橋委員

大学生と高校生、それぞれの就活のサイクルというのも、時期ですとかも含めてですが、また違いがあるというふうに考えるのです。そこに合わせて、これまで行ってこられた事業の形を変える必要性も課題として私は認識しているのですけれども、この辺りの考え方はいかがでしょうか。

○(産業港湾) 商業労政課長

委員がおっしゃる視点も重要だというふうに考えてはおりますけれども、この若者就職マッチング支援事業につきましては、本格的な就職活動に入る前に市内の企業の魅力を知ってもらう目的で実施しておりますので、高校1年生、高校2年生ですとか、大学2年生、大学3年生などに参加してもらえるようにした上で、それぞれの事業については学校の希望を聞いた上で、それに合わせて実施するようにしております。

○高橋委員

ある程度その柔軟性を持たせているということは分かりました。

ただ、昨今のコロナ禍によって社会全体の雇用のバランスも大きく変化したものと感じています。学生たちの就職ニーズを見ても、コロナ禍の前後においては、トレンドに変化も起きている状況を本市の産業にとって有利に働かせられるかどうかは、事業の進め方によっても効果は多少前後してくるかというふうにも考えています。

ここで伺うのですが、以前にも委員会で申し上げたことはありますが、本市では、特に大学生の就活に合わせたサイクルで求人を行う事業者が少ないということを私としては課題視しております。そうした点の解決に向けて取り組んだりということは、何かしてこられたのでしょうか。

○(産業港湾) 商業労政課長

この若者就職マッチング支援事業もそうなのですが、もともとこの事業は、地元の高校生に地元の企業に定着してもらうということを主に念頭に置いて取り組んできたということもございます、これまで大学生のアプローチについては十分に組み立ててはいない状況だと考えております。

しかしながら、昨今の人材不足の状況もございますので、今後は北海道内の大学生に本市の企業に就職してもらうという観点も当然、必要になってくると考えておりますので、どのような方策を取ることができるか、他都市の事例等も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

○高橋委員

次に、小樽地域雇用創造協議会についても伺いたいと思います。

これは、もともと厚生労働省の事業であったと思いますけれども、今もそのような形で国と連携して進めていると考えてよろしいですか。

○(産業港湾) 商業労政課長

委員のおっしゃるとおり、厚生労働省の地域雇用活性化推進事業というものを受託して実施しております。令和3年10月から令和6年3月末までの2年半の事業となっております。

○高橋委員

この小樽市地域雇用促進協会の令和4年度事務執行状況説明書を見るに、労働実態調査も行われたということで、この件数が600事業所となっておりますが、対象となった事業者、そして調査内容についても概括的にお示しください。

また、600事業所というのは調査対象の事業者であるということで捉えてよろしいでしょうか。

○(産業港湾) 商業労政課長

労働実態調査の600事業所ですけれども、市内企業のうち従業員5人以上の事業所から600社を抽出してアンケートを実施しております。調査内容につきましては、ほかの自治体の調査項目なども参考にしながら賃金をはじめとした各種労働条件について調査しております。

委員のおっしゃるとおり、600事業所というのは、調査対象の事業者ということになります。

○高橋委員

600事業所の中の回答数についてお示しいただきたいのですが、割合あるいは件数をお答えください。そして、そこからどのような傾向が読み取れましたか。

○(産業港湾) 商業労政課長

令和4年度の回答件数でいいますと、600事業所のうち308事業所で、回答率でいいますと51.3%ということになります。

調査結果からの傾向ですけれども、実際に詳細な分析が行われているわけではございませんが、令和3年度の調査と比較いたしますと、例えば、中途採用を行ったと回答した事業者が46.4%から57.4%に増加していること、それから、基本給の平均額は22万3,007円から22万4,582円と微増となっていることなどは、市内の雇用の状況が厳しい状況にあるということを示唆していると考えております。また、BCPの策定状況につきましては、策定済みの事業所が31.5%から36.4%に増えております。徐々に浸透しているということは何われるということ、そういったことを傾向として読み取っております。

○高橋委員

人手不足でありながら、所得がなかなか上がらないという状況、そして近接する札幌市と比較してみると水準も低く、さらには物価も高騰していると。やらなくてはいけないのは、給与を上げ、購買力を向上させ、人手不足を解消し、生産力とものの価値を上げるということです。シンプルではありますが、一定程度足並みをそろえて、その方向にかじを切らなくては、大きくゆがんでしまった社会システムの是正はできないと考えています。

これはもちろん市だけではできません。その中でも、最大限効果を発揮できるよう、これまで当たり前であったことも大きく転換する必要があると感じています。そこには痛みを伴う場合もあると思いますが、どのような将来像を描いて、そこから今何をすべきかということを引き続き共に考えてまいりましょう。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○松井委員

◎新型コロナウイルス感染症について

初めに、新型コロナウイルス感染症について伺います。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の状況がどんな年度であったのかを確認させてください。

初めに、令和4年度と令和3年度の新型コロナウイルス感染症の感染者数、そして入院者数をお聞かせください。

○(保健所) 鳥居塚主幹

令和3年度の陽性者数は4,084人、入院患者数は593人。令和4年度の陽性者数は2万2,221人、入院患者数は1,180

人でした。

○松井委員

感染者数は5.4倍に増えています。そして入院者数も令和3年度と比べると2倍くらいに増えているという状況です。それでは、入院と自宅待機以外の療養場所はどのようなところがありましたでしょうか。

○(保健所)鳥居塚主幹

陽性者の療養場所については、自宅療養、入院のほか、札幌市内のホテルでの宿泊療養、入所中の施設での施設療養があります。

○松井委員

では、令和4年度に亡くなった方の人数を年代別にお聞かせください。

○(保健所)鳥居塚主幹

令和4年度の死亡者数は49人で、内訳としては、50歳代2人、60歳代3人、70歳代9人、80歳代以上35人でした。

○松井委員

亡くなった方は49人中、70歳代、80歳代の方が90%になっています。やはり高齢者が多かったということです。

では、令和4年度は令和3年度と比較して、感染者や感染症状、感染力、どのような特徴がありましたでしょうか。

○(保健所)鳥居塚主幹

令和3年度に比べ令和4年度は、委員がおっしゃったとおり陽性者は約5倍の発生数でした。

両年度とも、多くは65歳未満の若い方でした。従来株と比べ感染力が強く、感染者は大幅に増加しましたが、症状としては軽症の方が多い状況でした。

○松井委員

では、令和4年度のクラスターの発生状況について、施設別にお聞かせください。

○(保健所)鳥居塚主幹

令和4年度のクラスター発生件数は105件で、内訳としては、医療機関が38件、障害者施設が7件、高齢者施設が60件でした。

○松井委員

高齢者施設が約60%ということで、やはり多いです。

それでは、令和4年度の感染拡大の波はどのようなものであったか、その発生時期と、そのときの陽性者数をお聞かせください。

○(保健所)鳥居塚主幹

第6波は、令和3年度と令和4年度にまたがっておりますが、令和4年1月から5月までが第6波で5,911人、令和4年7月から9月までが第7波で7,294人、令和4年10月から令和5年1月までが第8波で1万1,399人でした。

○松井委員

第6波から第8波があって、その波の中でも第8波、10月から1月がやはり秋から年末年始にかけてが、ぐっと多くなっているということです。

では、最大波である第8波のときの新型コロナウイルス感染症の病床は何床あって、利用率は何%だったのでしょうか。

○(保健所)鳥居塚主幹

令和4年度において、病床利用率が最大だったのは令和4年11月13日の71.8%で、確保病床85床のうち入院患者は61人でした。

○松井委員

入院受入れに困難を来したような状況はあったのでしょうか。

○（保健所）鳥居塚主幹

各医療機関との入院調整により、患者の受入れに支障を来したことはありません。

○松井委員

支障を来したことはないということでよかったと思います。

それでは、高齢者施設でのクラスターが頻発しましたがけれども、どういう対応や支援が行われましたでしょうか。

○（保健所）鳥居塚主幹

集団感染があった場合は、施設内の感染状況等を確認した上で、基本的感染対策、体調不良者への対応、検査の状況、ゾーニングの方法等を確認し、技術的な助言を行い、必要な場合に行政検査を行っています。

○松井委員

高齢者施設で働く職員に対するPCR検査の実施はどのように行われたのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

高齢者施設等の職員に対する定期のPCR検査につきましては、高齢者や障害者の入所施設のほか、通所型や訪問型の施設を対象としまして、検査を希望する事業所に対して、月1回程度のPCR検査を実施しておりました。

○松井委員

それでは、業務の中で市民に対して配慮したことがありましたらお聞かせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

市民に対し、市内の感染状況をお伝えし、感染対策を行っていただくよう周知に努めるとともに、感染した市民に対しては、症状が悪化した場合などは早期に医療機関における治療につなげ、重症化を予防できるよう、自宅療養者の体調確認に留意して業務に当たりました。

○松井委員

最後に、新型コロナウイルス感染症において、保健所が設置されていない市町村と比べて、小樽市に保健所が設置されていることの意義について、お答えをお願いします。

○（保健所）鳥居塚主幹

小樽市に保健所があることの意義や優位性につきましては、保健所が市長部局の一つであることにより、感染拡大時に他部局の職員を一時的に保健所に配置するなどの対応が柔軟に行われたことや、市内の医療機関と顔の見える良好な関係を築くことで連携を密にすることができたため、体調不良者をスムーズに医療につなげることができたと考えています。

○松井委員

陽性者を早く必要な医療機関につなげるという、まさに命に直結するところで一番苦心されていた状況であっただろうと改めて理解いたしました。市立の保健所であるからこそ、病院や地域の情報もより正確につかみ、連携も取りやすいということだと思います。

保健所の業務は、感染症対策のほかに公衆衛生、食品衛生、そして狂犬病予防とか、依存症、児童虐待やDVなど、多岐にわたる相談受付や指導を取り扱っています。その中で、この新型コロナウイルス感染症対策ということで、本当に大変な状況であったと思います。今後もどのような感染症が出てくるかわかりませんが、こうして議会で状況を伝えていただくこともできます。小樽市に保健所が設置されていることは市民にとって大きな安心となります。

◎マイナンバーカードについて

次に、マイナンバーカードについてです。

平成28年から希望者に対してマイナンバーカードの交付が開始されました。令和 4 年度までの 5 年間で交付されたマイナンバーカード交付枚数と、年度ごとの累計交付率をお聞かせください。

○（生活環境）戸籍住民課長

本市におけるマイナンバーカードの交付枚数と累計の交付率について御説明いたします。

まず、平成30年度は交付枚数が1,464枚で交付率は11.5%、令和元年度につきましては2,459枚で13.85%、令和 2 年度につきましては 1 万2,641枚で25.44%、令和 3 年度は 1 万3,991枚で38.63%、令和 4 年度は 2 万4,401枚で 61.89%となっております。

○松井委員

令和 3 年度から 4 年度に急に交付率が上がりました。その理由は何でしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

国の施策におきまして、令和 4 年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指し、マイナポイント第 2 弾が実施されましたほか、本市においては出張申請窓口の開設などの取組を行ったことが交付率アップの理由と考えております。

○松井委員

マイナポイントが令和 2 年 9 月から始まって、カードを取得すると5,000円分のポイントがもらえるようになったと、そして令和 4 年 1 月からはマイナポイント第 2 弾として、健康保険証のひもづけと公金受取口座の登録をすることで、上限 2 万円ポイントがつくようになったということです。この御時世、やはり 2 万円というのは大きいですね。周りで話を聞いても、マイナンバーカードを作った方は 2 万円のために作ったという方が大半です。

そして、昨年10月に河野太郎デジタル大臣が、突然、健康保険証をマイナンバーカードと一体化し、2024年秋には健康保険証の廃止を目指すとして表明したことで、今までポイントでは釣られなかった人も、マイナンバーカードがなければ病院にかかれなくなると思い、焦って作ったということもあるのではないかと思います。

そして、このマイナンバーカードの健康保険証利用をめぐるトラブルが全国的に相次いでいましたけれども、マイナンバーカードに関して問合せや相談、トラブルや不安の声はありましたでしょうか。あればどんな内容であったか。また、その相談に対応する部署はどこになるのかお聞かせください。

○（福祉保険）保険年金課長

国民健康保険及び後期高齢者医療制度における、マイナンバーカードの健康保険証利用に関する相談は、令和 4 年度においては、ありませんでした。ただ、今年度に入ってから、数件だけですけれども、小樽市の国民健康保険の被保険者の方から、自分がきちんとひもづけされているのか確認してほしいとの御相談はございました。

続きまして、マイナンバーカードの健康保険証利用の相談に対応する部署ということでお答えさせていただきますと、加入している保険の保険者ということになるかと思います。したがって、小樽市の国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者の方たちは、保険年金課が対応する窓口ということになります。

○松井委員

あまり相談は来っていないと、今年に入ってから数件来ているということです。

住民票と印鑑登録証明書のコンビニ交付についてはやっていますでしょうか。やっているとしたら、いつからやっていますでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

コンビニ交付につきましては、令和 5 年 3 月 1 日から行っております。

○松井委員

住民票と印鑑登録証明書の発行手数料は300円ですけれども、このうちコンビニ交付に係る手数料の内訳をお聞かせください。

○（生活環境）戸籍住民課長

発行手数料300円のうち、まずコンビニ事業者への委託手数料が1通当たり117円でコンビニに入る金額になります。コンビニ交付証明発行機能の利用料1通当たり180円は、コンビニ交付のシステムがある地方公共団体情報システム機構へ支払われる金額となっております。

○松井委員

ということは差引き3円が残るということだと思います。

では、コンビニの端末につなぐための経費はどこが負担するのでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

小樽市が利用しているコンビニ交付システムにつきましては、地方公共団体情報システム機構がシステム構築しているものですが、小樽市を含むこのシステムを使用する各自治体が、この機構に対しまして経費として運営負担金を支払っております。

○松井委員

それでは、個人番号カード交付事業費約4,438万円についての説明をお願いいたします。

○（生活環境）戸籍住民課長

個人番号カード交付事業費は、マイナンバーカードの発行業務、申請受付業務などに対応するための事業費で、内訳については、休日、夜間窓口開設などの分を含みます人件費、事業実施に係る事務費、商業施設などの出張申請窓口開設に係る委託料などとなります。

まず人件費関係では、報酬で約1,146万円、給与で約346万円、職員手当で約571万円、燃料費が約39万円となります。

続きまして、事務費で、需用費が約17万円、役務費が約295万円、使用料及び賃借料が約2万円、備品購入費が約43万円、最後に委託料が約1,978万円となっております。

○松井委員

委託料が1,978万円で、あと人件費が多いということが分かりました。

それで、今説明いただいた商業施設などの臨時出張窓口はどこに設置されたのでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

こちらにつきましては、長崎屋の入っている小樽駅前第2ビルとウイングベイ小樽で開設いたしました。

○松井委員

その臨時窓口が委託ということになるのでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

こちらが委託で実施したという形になります。

○松井委員

では、休日、夜間については、職員が行っているものなのでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

休日、夜間の窓口につきましては、職員が行っております。

○松井委員

では、個人番号カード交付事業に対する補助金について、補助率はどうなっていますか。

○（生活環境）戸籍住民課長

こちらにつきましては、全額、国庫補助となっております。

○松井委員

では、マイナンバーカードの健康保険証利用について伺います。令和4年度末、市内医療機関等でカードリーダ

ーが設置されている割合はどのくらいでしょうか。また、利用された割合も分かればお示しください。

○(保健所)保健総務課長

令和5年3月26日時点の厚生労働省公表のデータでお答えさせていただきますが、医科が93か所中42か所で45.2%、歯科は76か所中38か所で50.0%、調剤薬局は75か所中59か所で78.7%、全体では244か所中139か所で57.0%となっております。

また、診療受付時に実際にカードリーダーが利用された割合につきましては、市では把握しておりません。

○松井委員

3月26日現在では、全体としてカードリーダーは57%ぐらいの設置ということが分かりました。

マイナンバーカードに関する事業について今いろいろお聞きしましたがけれども、マイナンバーカードの質問は以上になります。ただ、マイナンバーカードの普及を国が進めているわけですが、国民皆保険制度の基盤になっている健康保険証を廃止してマイナンバーカードと一体化することが改正マイナンバー法によって決められました。本来、持つ、持たないは任意とされているマイナンバーカードの取得ですけれども、現行の健康保険証をなくすといっただけカードを作らざるを得ない、そういう方向に持っていく国のやり方には問題があると思っています。拙速に法律を成立させ、システムはトラブルが続いて、医療現場はトラブルへの対応で大変な負担を強いられています。今はトラブルが起きても健康保険証で確認することができますけれども、健康保険証を廃止してしまえば確認のしようがありません。現在、全国的にマイナンバーカードの交付率は70%を超えていますけれども、実際、医療機関で使われているのは僅か5%程度という低さです。

今後、利用者が増えるにつれ混乱が増すということは予想されます。医療機関は新型コロナウイルス感染症で大変な思いをし、今度はマイナンバーカードでまた負担を強いられることを懸念します。また、自治体や健康保険組合にとっても、資格確認など何種類にもなる証明書発行に関わる作業は膨大なものになるのではないのでしょうか。住民税や印鑑登録証明書のコンビニ交付で住民の利便性の向上にはなっても、市に入っていた交付手数料は300円から3円になるということです。情報漏えいの危険も計り知れません。カードの普及と健康保険証の廃止は中止すべきだと考えています。

◎高齢者生きがい対策事業について

次に、高齢者生きがい対策事業についてお聞きします。

初めに、ふれあいパス事業についてお聞きします。

ふれあいパス事業とは、どういった事業で、対象者は誰になるのか、お聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

ふれあいパス事業でございますけれども、こちらにつきましては、市内にお住まいの70歳以上の方を対象に、10枚つづりのバス回数券240円券を年間12冊まで半額で購入できるふれあい回数券購入チケットの交付ですとか、JR特殊乗車券を交付する制度でございます。

○松井委員

市が半額援助してくれるということなのですが、バスなどを利用して外出する高齢者にとってはありがたい制度だと思います。

対象になる人数と、ふれあい回数券購入チケットの交付者数を、令和2年度から令和4年度の3年間でお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

ふれあい回数券購入チケットの対象者数と交付者数を申し上げます。

令和2年度は、対象者数が3万8,583人、そのうちふれあい回数券購入チケットの交付者数が2万2,536人、令和3年度が対象者3万8,871人、ふれあい回数券購入チケットの交付者数が2万3,425人、令和4年度が対象者3万

9,089人、そのうちふれあい回数券購入チケットの交付者数が1万8,905人でございます。

○松井委員

では、その対象人数に対するふれあい回数券購入チケットの交付者数の割合も同じ年代でお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

交付率でございますが、令和2年度の交付率が58.4%、令和3年度が60.3%、令和4年度が48.4%でございました。

○松井委員

令和3年度と令和4年度で交付の数、交付率に少し違いがありますが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響と何かかわったことがあったのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

こちらにつきましては、従前は対面で交付していたものでございますが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、前年度に制度を利用していただいた方に、申請不要でふれあい回数券購入チケットの郵送をさせていただいたところでございます。そういう部分で、交付率が少し高くなったと考えてございます。

一方、令和4年度につきましては、交付に際しての申請をいただくことにしたことと、令和3年度に制度を少し変え、ふれあい回数券の有効期限をなくしたのですけれども、それで前年度に買った分が手元にある程度残っていて4年度に改めて購入する必要がなかった方が一定程度いたのではないかと、そういう部分で交付率が下がったものと考えてございます。

○松井委員

申請の方法とか、期限がなくなったということで違いがあるということです。

では、販売冊数をお聞かせいただけますか。令和2年度から令和4年度、3年分をお願いいたします。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

ふれあい回数券の販売冊数でございますけれども、令和2年度が12万5,573冊、令和3年度が13万260冊、令和4年度が12万9,627冊でございました。

○松井委員

これも少し差はあるということです。

令和4年度のふれあいパス事業費は約1億8,100万円というふうになっています。この内訳をお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

令和4年度の事業費の内訳でございますけれども、大まかで申し訳ございませんが、バスの運賃相当として約1億5,550万円でございました。あとJRの乗車券が約1,870万円、あと申請書やふれあい回数券購入チケットなど、こちらから郵送する郵送料ですとか、ふれあい回数券購入チケットとふれあい回数券の印刷費用などの事務費でございますけれども、約680万円の計1億8,100万円になるところでございます。

○松井委員

それでは、令和3年度から制度が変わっていますけれども、以前と何が変わっていますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

令和3年度に制度を一部変えさせていただきましたけれども、まず購入冊数の上限が12冊ということで上限を設けさせていただきました。あと、以前は乗車券という形だったのですけれども240円券という形に変更いたしました。あと、先ほど触れさせていただいたのですけれども、ふれあい回数券の有効期限が毎年1年という形だったのですけれども期間の制限をなくしたものでございます。

○松井委員

有効期限の制限がなくなったということは改善点だと思います。でも、購入できる冊数が制限されたということ

では、バスによく乗る方、遠くへ移動する方、2路線を乗り継ぐ必要のある方にとっては負担が増えることになります。最大で12冊を1年でとなると、平均すると1か月1冊、ふれあい回数券10枚しか使えません。これを往復1枚ずつ使うと、1か月で5回外出できます。2路線乗る方は、1か月に2回と片道に使えますという枚数です。

バス運賃が半額免除されるということは、高齢者にとって外出しようという気持ちを後押しするものだと思いますけれども、この枚数は外出の機会の後押しになっているという認識でしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

今の御質問でございますけれども、まずこの制度を利用される方は、週1回バスに乗って外出しているとは限らないという部分がございます。私どもといたしましては、年間最大120回バスに乗れる機会があり、その120回の使い方につきましては、それぞれ利用される方によって利用形態が違うといえますか、例えば、行きはバスでお出かけされて、帰りは乗り合いで帰ってこられるのですとか、使い方はそれぞれ皆さんいろいろと異なると思いますので、私どもとしては外出の機会の支援自体はつながっていると考えてございます。

○松井委員

使い方はいろいろあることはそのとおりだと思います。

ただ、小樽市のホームページを見ますと、「ふれあいパスは、「高齢者の新たな外出機会の後押しをし、生きがいくつくりへ繋げることを」を目的に、一律の上限を設け、市から希望者全員に、交通費を助成する制度で、割引額は全て市が負担しています。」と書かれています。とても温かい感じがするのですが、平均すると月5回、いろいろな使い方はあるということですが、これでは、なかなか外出の機会の後押し、生きがいくつくりにつながるの難しいのかというふうにも思います。

今、食料品も、生活用品も値上がりしています。高齢者の方は節約していますので、ふれあい回数券がなくなると外出の足も鈍ります。3か月でふれあい回数券がなくなってしまうので、その後は少し外出を控えざるを得ないという話も聞きます。今どこのまちでも、高齢になって運転免許証を返納したり、また、要支援、要介護状態になっても、今まで暮らしてきた地域で安心して暮らし続けるためには、移動、外出が欠かせないということで、高齢者の移動の援助を考える自治体が増えています。小樽市も、もっと高齢者に優しいまちであってほしい、そういう声もよく聞くのです。

ふれあいパスはせっかくいい制度なのですから、制限をなくして、お買物でも病院でも、バス運賃の半分は市が援助しますので、安心してお出かけくださいという姿勢こそ市民にとってありがたいなと心に響くと思うのです。それに対して見解をお聞かせいただけますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

今の御質問の部分でございますけれども、令和3年度に制度を変えるときに、私どももいろいろ制度設計をいたしまして、議会の皆様にもいろいろお話をさせていただいて制度を変えたものでございます。その際、私どもとしては、この制度を持続可能な制度として続けていきたいと、そのためには少し上限を設けなければならないとか、そういう部分も御議論させていただいたものでございますけれども、それが令和3年度に見直しさせていただいたものでございますので、当面は現事業の内容は継続していきたいと考えてございます。

○松井委員

いろいろと事情もありますけれども、とにかく小樽市に住んでよかったと、そう思える温かい小樽のまちづくりを願って、質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時35分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○中村(吉宏)委員

◎DX化事業について

まず、DX化の事業に関して伺っていきます。

今、全国的にDX化、各自治体で取り組んでおりますけれども、本市に取り組んでいるDX化、いわゆるデジタルトランスフォーメーション化について、これはいつから始めたのか。

そしてまた、本市の事務執行について、どういう状況になれば一定の完成というような目標といいますか、そういったものがあれば示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○(総務)デジタル推進室長

まず私から、いつからかという部分にお答えさせていただきたいと思います。

個別の取組につきましては、個々でやられていたところはあるとは思っておりますけれども、令和2年12月に総務省から自治体DX推進計画というものが出されておまして、自治体に求められる役割というものがある程度明確になってきたのかというふうに認識しております。

それを受けて令和3年度から担当主幹を配置しておりますので、組織的な対応という点では、この時点からスタートしたというふうに理解しております。

○(総務)デジタル推進室今井主幹

本市がDXで目指す目標といたしましては、本市のDXに関する全体方針を現在策定を進めているところですが、DXの基本的方向性として目指す市役所像として、まず一つは、時間や場所にかかわらず必要な情報を受け取れ、手続等が行える市役所ということで、手続のオンライン化やAIチャットボット、あるいはオープンデータ等の情報提供などにより、市民の利便性の向上を図ること。もう一つは、自席に固定されず、紙に囲まれず、効率的で多様な働き方に対応している市役所を目指し、業務のペーパーレス化やRPAによる業務の自動化などにより、職員の生産性を向上することとしております。

○中村(吉宏)委員

一つは対市民の方の目線で、一つは庁内に向けての目線で、いろいろと取り組んでいるということが分かりました。

それで行財政改革に関わる取組で、自治体デジタルトランスフォーメーション推進を目的とするということで、情報システム課をデジタル推進室に格上げたということが令和4年度事務執行状況説明書の13ページに記載されているわけであります。

一方、デジタル推進室の事務執行ということでは、同じ説明書の9ページに記載がされているわけですが、その内容を見ますと、令和3年度の事業と令和4年度の事業の報告というか内容的にあまり変わっていない状況を見受けました。デジタル推進室が新しく設置されて、業務の報告が変わらないというのもどういうことなのかというところを今疑問に思っているが、まず伺いをするのでございますけれども、ここに記載されているデジタル推進室の業務について、それぞれ説明していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○(総務) デジタル推進室南主幹

令和4年度事務執行状況説明書には、まず四つの大きな仕事を報告させていただいております。そのうちの三つに関しまして、先に私から説明させていただきます。

1番目としまして、歳入金消込事務というのがございます。これは、一人一人が納められた税金や保険料などについて納付があったかどうかというのをシステムに取り込んで、担当課で把握するというような業務になっております。この歳入金消込事務をすることによって、その団体なり個人なりが、税金や保険料があと幾ら残っているかということが担当課で分かるという形になっております。

続きまして、電子計算機事務というところで二つございます。(1)処理対象の宛名台帳は、住民登録している方の分と住民登録していない方の分というものを合わせたものになります。戸籍住民課では、住民登録している方の管理というか入力をしているわけでございますけれども、DV等、何らかの理由で小樽市に住民登録を設けることができない方というのも一定数はございます。その方に対して、例えば税金を賦課するとか、あるいは何らかの行政サービスをするということになったときに業務上必要になることがございますので、そのたびに入力しているものでございます。

それから(2)電子計算機事務依頼件数というものがございます。これは、市民向けにアンケートを送るとか、所得の状況を確認したりとか、大量のデータを取り扱うような業務が必要になった際に、担当課で管轄しているデータだけではその処理を行えないときにデジタル推進室に依頼があって、それに基づいて処理した件数というものでございます。

それから、私の説明の最後になりますけれども、データパンチ事務というのがございます。これは最初に申し上げた歳入金消込事務においての話ですけれども、基本的にはデータで処理しているものではございます。ただ、一部手書きのものだったり、表計算ソフト等で出力された普通の表だったりしているものでございます。この手のものをシステムに取り込むためにはデータ化しないといけないものですから、データ化をするために内容を入力するという、そのことをデータパンチ業務ということで申し上げているものでございます。

○(総務) デジタル推進室今井主幹

私からは、4番目の庁内LANメールアドレス管理事務について答弁いたします。各課から申請があった個人、それから組織のメールアドレスの新規登録、廃止処理を行っておりまして、主に職員の新規採用、退職、各課でメールアドレスが新たに必要になったまたは不要となった場合に申請がなされており、処理しております。

○中村(吉宏) 委員

今説明いただいた事業は、デジタル推進室へ体制変更する前から行われている業務なのかというふうに思いました。

それぞれの業務内容は分かったのですが、必ずしもDX化につながるものではないのだなという認識を持った中で、お伺いしたいのは、体制変更した中で令和4年度に行ってきた事業というのは何なのかというところをお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○(総務) デジタル推進室今井主幹

令和4年度、デジタル推進室では、庁内のDXの認識共有、機運醸成のために、職員向けの自治体DX推進計画や行政のデジタル化、システム標準化についての研修や説明会などを実施しました。また、デジタル行政推進本部を立ち上げ、本市の自治体DXに関する全体方針の策定を進めてまいりました。

令和4年度予算事業で、主なものは、事業名で申し上げますと、窓口キャッシュレス決済導入事業費、デジタル外部人材関係経費、AI・RPA関係経費、行政手続オンライン化経費となっております。

○中村(吉宏) 委員

令和4年度に実施してきた予算を伴った事業ということであります。

決算書を見ましても、当初予算から決算というところは予算どおりに執行されているのだなということも確認していたところなのですけれども、この四つ挙げられたものの説明を求めようと思ったら、令和4年度各会計決算説明書の中に4項目きちんと説明がうたわれておりました。

この中で1個お伺いしたいのですけれども、A I・R P A関係経費として挙げられている金額が932万8,000円ということで今回計上されていますけれども、この繰り返しのシステムへの入力業務軽減と、R P AとかA I－O C Rの導入というところですが、どの程度こういうものが導入をされているのか、全部ではなくてもいいのですけれども、例えば、こういうものに今導入が済みましたというようなところを示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○(総務)デジタル推進室今井主幹

A I－O C R関係経費で上げています事業で、実際に昨年度に導入した主なものを幾つか申し上げますと、例えば、産業港湾部で労働実態調査という調査しておりますが、調査の報告書作成に関する業務ですとか、生活環境部で廃棄物最終処分場の手数料の調定作業があるのですが、その処理についてR P Aを使って行っております。また、福祉保険部では、更生医療のレセプトデータの作成業務などで活用しております。

○中村(吉宏)委員

もう活用の段階に入ったと、令和4年度に実施してきたということが分かりました。

四つの事業が、D X化に向けて令和4年度に取り組まれた事業というのを示されましたけれども、これらの事業を実施していく中で、先ほど答弁にありました当初目標と定めた状況があると思うのですが、その状況に至る過程の中で、どのぐらいのところまで実現したのかと、最初の1年の進捗などがあれば示してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○(総務)デジタル推進室今井主幹

令和4年度には、簡単なオンライン申請に使えるフォームですとか、先ほどお話ししたR P Aですとか、また会議録作成システム等、デジタル化を進めていくために必要な幾つかのシステムの導入をすることができました。職員がこれらを活用できる、言わば、インフラができたので、目標に向けてのスタートを切ったというところではないかと思います。今後は、手続のオンライン化をしたり、業務を自動化したりといったことをどんどん拡充させていくということになろうかと思います。

D Xの全体で見ますと、ほかにもペーパーレス化や窓口改革など取り組まなければならない課題がまだたくさんありますので、全体で見ますとスタートラインというか緒に就いたところだと考えております。

○中村(吉宏)委員

いろいろ準備の段階、それから実際に事業を始めたところで、いい滑り出しなのかということも確認をさせていただきました。

それで、お話は行財政改革というところに行くのですけれども、令和4年度事務執行状況説明書の13ページでは、人材の育成と多様な人材の確保を行う事業というところの中に、デジタル技術を活用した業務改善研修という項目があるわけであります。この内容については、先ほどの高橋委員の質問の中で、入力の自動化ですとか、そういったD X化への手法を研修のメニューとして挙げられたという説明があったと思うのです。また、デジタル推進室の中では、一部そういったD X化に向けた研修も行っているということが答弁の中でお話があったのですけれども、今お示したデジタル技術を活用した業務改善研修というのは、やはりD X化に向けたところにつながっていくのか、あるいはデジタル推進室が内容にも関わって進めているものなのかと気になったのですけれども、内容ののですけれども、その辺をお示しいただけますでしょうか。

○(総務)デジタル推進室長

今回の研修は職員課が主催して行った研修ではあるのですけれども、デジタル推進室から、デジタル関係の研修

を何か検討していただけないかということで検討していただいた結果、できた研修だと認識しております。実際に研修をやったときに、私もサポートということで1日入らせていただきました。

D X等につながるのかどうなのかというお尋ねがあったのですが、今回この研修を受講された有志の方から、研修を受けて、自分の部署でどういった課題があるのかというのをお聞かせいただきました。その中から私もヒアリングをさせていただいて、それであればこういった課題解決方法があるということで、まず1往復はさせていただきます。その中で、1回の相談で終わっている部署もございますし、そのまま続けていって課題解決につながったというものも一部ございます。

○中村(吉宏)委員

D X化に向けてということもそうですし、業務改善のテーマでやられた研修会なので、しっかり業務改善の方向にもつながっているのだなということを確認させていただきました。

◎業務改善について

次に、業務改善の推進について何点かお伺いしたいのですが、令和4年度事務執行状況説明書の13ページに、業務負担の軽減ですとか効率化が期待できる五つの業務を選定したということで示されているのですが、この五つの業務というのは何なのか、示していただけますでしょうか。

○(財政)次長

五つの業務でございますけれども、一つ目は、戸籍関連の証明書発行事務、二つ目は、学校配当予算の執行、三つ目は、登記済通知書の処理業務、四つ目は、介護用品購入助成券、そして五つ目は、後期高齢者医療給付の業務となっております。

○中村(吉宏)委員

今五つの業務の説明ありましたけれども、この五つの業務というのは業務改善を行うべきだということで選んだと思いますが、それらはどのようにして選んだのか、お示しいただけますか。

○(財政)次長

選定につきましては、令和3年度に実施いたしました全庁業務量調査を参考に、正規職員でなくてもできる作業の中でも、専門性が不要で定型的な作業の割合が高いところ、その中から、正規職員の作業時間が多い業務を選びまして、業務負担の軽減や効率化が期待できそうな業務を選定したところでございます。

○中村(吉宏)委員

全庁業務量調査を行った流れで選定していったというところかと思いますが、そしてさらに、改善に向けた調査分析を実施したということが示されているのですが、その内容をお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○(財政)次長

戸籍関連の証明書発行事務につきましては、相談の問合せが多いということから、その対応に時間を要していたということがございますので、市のホームページなどで住民からの質問に自動で対応するA Iチャットボットを導入して、職員の負担を軽減するというような提案をいただいております。

また、学校配当予算の執行ですとか、登記済通知書の処理業務、介護用品購入助成券、後期高齢者医療給付業務の四つの業務については、電子申請の導入、また、紙書類をデータ化しまして、それで入力業務などを自動化して、R P Aというツールを投入することで作業時間を削減するというような提案を受けております。

○中村(吉宏)委員

D X化と併せてどんどん進んでいきそうな内容だというふうに把握したところであります。

さらにB P Rに関しては、業務改善の研修を実施したということでありますので、より相乗効果が出ているのだという認識を持ちました。

今D X化というのは、業務改善と切り離しては考えられないといいますか、業務改善のためにD X化が進むものであり、また、D X化を進めるために業務改善も行っていかなければならないという状況かと思います。国でもどんどん推進しろということで進めてきているものであると思うのですが、事務執行状況説明書を読ませていただきましたが、今状況を確認した中では、課題もいろいろこれからあるというふうに思っておりますので、引き続き、しっかりとD X化に向けた取組は継続していただきたいというふうに考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○橋本委員

◎公園の維持管理経費について

公園の維持管理経費についてお伺いいたします。

まず、令和2年度から令和4年度の3年間の維持管理経費をお示しください。

○(建設)公園緑地課長

ただいまの御質問につきましては、予算額は、令和2年度は5,300万円、3年度は5,300万円、4年度は6,200万円です。

続きまして決算額は、令和2年度は5,192万5,873円、3年度は5,242万5,583円、4年度は5,990万5,848円になります。

○橋本委員

続いて、維持管理経費の中の遊具改修等工事費として上がっているものを、令和2年度から4年度の3年分を示していただいて、その内容、大まかな内訳を説明してください。

○(建設)公園緑地課長

遊具等の補修内容につきましては、各年度とも主にブランコや滑り台などの遊具及びベンチやあずまやなどを補修しております。

○橋本委員

金額もお伺いしたのですが、お答えできますでしょうか。

○(建設)公園緑地課長

金額につきましては、令和2年度は398万7,300円でございますが、令和3年度、令和4年度につきましては、ただいま手持ちがございませんので、後ほどお知らせいたします。

○橋本委員

こちらで今挙げていただいたものは、小樽市公園施設長寿命化計画のうちに入るものと考えてよろしいでしょうか。

○(建設)公園緑地課長

ただいまお伝えしました遊具等の補修につきましては、小樽市公園施設長寿命化計画とは別の……。

○(建設)建設事業室長

遊具の更新のほかに修繕につきましても、長寿命化計画の中にのっとったものでございますので、中に入っているということで御理解いただければと思います。

○橋本委員

では、平成25年度から令和4年度の10年間で、小樽市公園施設長寿命化計画を進めていただいております。この計画が始まった平成25年度と令和5年度の市民1人当たりの都市公園面積というのが分かると思うのですが、説明していただけますでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

1人当たりの都市公園面積につきましては、各年度末における人口及び都市公園面積を基準といたしまして、平成25年度は10.25平方メートル、令和4年度は12.03平方メートルになります。

○橋本委員

これまでも市民の方からパブリックコメントなどを受けて参考にしてきたかと思うのですが、令和4年度に第1段階である計画を終えた時点で、これまで進めてきたことに対する効果と言えるような市民の方の声やアンケートを取ったりすることで、そういった声を拾うということはなされましたでしょうか。また、何か市民の声が上がっているというものを把握していればお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

計画が終わった後に整備効果などの確認などを目的としたアンケート調査は実施しておりません。

○橋本委員

この10年間でしてきたことに対する市民の声といいますか、感想というのは特に把握していないというふうにお伺いしました。

例えばこれまで地域に密着している小規模な公園などが小樽市はたくさんあるのですが、その公園に関してどのようにしてほしいかなどを町内会ですとか、地域住民に聞き取りしたことはありますでしょうか。また、そのような方法に関してのお考えがあればお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

小樽市公園施設長寿命化計画に基づく遊具の更新につきましては、公園のある地域の町内会や近隣の小学校や保育所などに対してアンケート調査を行い、市民ニーズを把握した上で遊具などの更新を行っております。

○橋本委員

今、工事の都度に、町内会や小学校の声を集めてということでお伺いしましたが、それはどういった遊具がよいですかといったような内容かと理解するのですが、お間違いないでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

委員のおっしゃるとおり、遊具に関して、どのような遊具を設置したらよいかといったような内容について、アンケート調査を行っているものでございます。

○橋本委員

先ほど質問しました市民1人当たりの都市公園面積というのは、国土交通省でも、10平方メートル以上を参酌すべきであるという目安みたいなものが示されているのですが、本来、数字は多いほうが良いとした整備していく上での指針になるものかと思うのですが、本市においては今後、公園の面積が増えるかどうか、まだ確認は取れませんけれども、増えないとなれば、起案、公園整備上での人口減とか利用者減の目安になってしまっているのが見えました。

また、今年のような猛暑には、整備する方も本当に大変だったのかというふうに思うのですが、小規模公園などには日陰のない公園も非常に多くて、今後の温暖化なども考えますと、気温上昇のことは、公園整備に関しても注視していく必要があるかなというふうに思うのです。例えば、あずまやとか藤棚などがある公園もありますけれども、この設置に何か基準はありますか。

○(建設)公園緑地課長

あずまやなどの供用施設の新規設置に関する基準についてはございません。

○橋本委員

雪国の公園の事情は、当然ながら雪に埋もれた三、四か月は公園では遊べないですし、今年のような夏ですと、公園で遊ぶというのは少し危険も伴うような暑さでした。そうすると、本当に1年の半分も公園で遊べないというのが現実になりつつあるのかというふうにも思いました。

あずまやや藤棚を造ることは大きな設備投資にもなりますので、一概にすべきだとは言い切れないところもあるのですけれども、そういうことも今後、検討しないといけなくなる可能性があるかというふうに思いました。

最後に一言、今後、小樽公園の整備も始まりますし、今年から新たな第2次小樽市公園施設長寿化計画が進んでいる状況ではありますが、公園は、パブリックスペースの中でも目的を持たない人が集うことでにぎわうといったことで価値が上がるものだと私は理解しているのですけれども、それには単に整備されるということだけではなくて、大規模公園や地域の小さな公園も、同様に利用する人の安全が担保される中で、どの世代の人も安心できる空間で、それぞれが楽しむことができるということかなというふうに思います。その維持には、人口減、また温暖化なども含めて、これまでにないテーマの議論が必要になるのではないかと考えております。

○横尾委員

◎コミュニティ・スクールについて

私からはコミュニティ・スクールについて質問させていただきます。

令和4年度コミュニティ・スクールを推進するための導入校の活動支援や、導入準備校における地域説明会などを実施し、新たに9校に導入したということで、コミュニティスクール導入等促進事業費150万円が予算計上されまして99万6,524円の決算ということで、不用額が50万円程度あったということを聞いております。

そこで質問させていただきますけれども、まず小樽市内の学校の数をお聞かせください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

学校の数ということですが、小学校17校、中学校12校で合計29校となっております。

○横尾委員

それでは、令和4年度までにコミュニティ・スクールが導入されていたのは何校でしたか。そして、それぞれいつから導入されていたか、お示ください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

導入された学校ですが、平成30年度は1校、平成31年度は3校、令和2年度は3校、令和3年度が3校、令和4年度が9校、合計19校ということになっております。

○横尾委員

今回の予算では、令和3年度までにコミュニティ・スクールが導入されていた10校のための導入校の活動支援を行ったという予算だったと思います。決算の額の内訳をお示ください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

決算の内訳としまして、令和4年度の決算額についてということですが、学校運営協議会の委員報酬が60万4,500円、事業費として39万2,024円、合計の先ほどお聞きしましたとおり99万6,524円となっております。

○横尾委員

導入校の活動支援というものがありませんでしたが、これはどのようなものでしたか、お示ください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

活動支援といたしましては、各委員にお支払いした委員報酬や会議資料、またコミュニティ・スクールだよりに

使用した用紙、トナー代などを支援しております。

○横尾委員

あくまでも運営経費みたいなものなのかというふうに思いました。これが活動支援なのかどうなのかという部分を確認していきたいなというふうに思います。

まずそうしましたら、このコミュニティ・スクールは、市教委で小樽市学校運営協議会規則に基づいて市教委と校長の権限の下、実施されていると認識しております。この規則第6条に学校運営等に関する評価について記載がありますけれども、どのようなものか、お示ください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

第6条に規定される評価ということでございますけれども、コミュニティ・スクールの学校評議員は、学校関係者評価委員を兼ねておりまして、学校評価報告書の中で評価及び意見をいただいているというところです。

○横尾委員

学校の評価をしているということで、コミュニティ・スクールの評価をしているわけではないということを確認させていただきました。

次に、第7条に、住民の参画の促進のための情報提供とありますけれども、どのようにされているのか、お示ください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

情報提供につきましては、各協議会により手法は異なりますけれども、コミュニティ・スクールだより、また学校だより、ホームページなどを通じて情報提供しているところです。

○横尾委員

それでは、コミュニティ・スクールの導入を推進しておりますけれども、こちらのコミュニティ・スクールの目的、そして設置されることによって期待されている効果をお示ください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

まず、どのような目的でということでございますけれども、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる地域とともにある学校への転換に向けて、また、学校運営に地域の声を積極的に生かして、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めることを目的としております。

もう一つ、コミュニティ・スクールの効果ということでございますけれども、学校運営や学校の課題に対して広く保護者や地域住民の皆さんが参画できる仕組みでありまして、子供の教育に対する課題や目標を共有することで、学校を支援する取組が充実する効果があるというふうに考えております。

○横尾委員

コミュニティ・スクールの政策目標というか、これぐらいになったら達成しているだろうというような目標はございますか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

自己評価というところでございますけれども、自己診断といたしまして、年度末のコミュニティ・スクールの中で、協議会の取組について御意見をいただきまして、次年度の活動に生かしているというふうに聞いております。その自己評価の判断の材料としましては、昨年の活動を踏まえて、それぞれの事業で改善点を挙げて、比較、検討していくことになるのではないかとというふうに考えております。

○横尾委員

それでは、先ほど言ったように市教委と学校の権限でやっていますので、教育委員会でもコミュニティ・スクールの状況を把握されているという認識でまずよいのかと思いますが、学校運営協議会の開催数として市内平均はどれくらい開催されるか把握されていますか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

令和4年度の計画ということでお答えさせていただきますけれども、13協議会で平均4.4回の開催予定というところで報告をいただいているところです。

○横尾委員

実績としては、把握されていなかったということでよろしかったですか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

委員のおっしゃるとおりでございます。

○横尾委員

それでは、学校運営協議会では、どのような議事が取り上げられているかというような内容は押さえていらっしゃるでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

市教委で押さえているところは、先ほど申し上げた、開催状況の計画を学校から聴取して、学校運営協議会の開催の回数を把握しているというところだけですので、そちらは市教委では押さえてはおりません。

○横尾委員

それでは、この運営教育を進めていく中で10校がやっておりましたけれども、その中で、課題点だとか改善点みたいなものを聞いていただければ幸いです。

○（教育）学校教育支援室南主幹

ただいま課題と改善点というところで御質問がございましたけれども、課題といたしましては、学校運営協議会の中に地域人材の状況に精通した方など適任者の確保が難しいというところは各校で課題となっているということを聞いております。

また、改善点といたしましては、地域の方に広く参加していただいているように、コミュニティ・スクールの制度について情報発信しているというところです。

○横尾委員

まず状況を把握させていただきました。

このコミュニティ・スクールについて、充実、推進していくという中で、導入した結果みたいなものと成果みたいなものはしっかり把握しなければならないというふうに思っていますけれども、やはり現場では、やるのが精いっぱい、市教育委員会の部分としては、どういうことが行われているか、どういう議題が上げられているのか、そういう傾向も把握することが必要なのではないかなというふうに思っています。

先ほどコミュニティ・スクールに関する評価や自己診断のお話がありましたけれども、年末にやって御意見をいただいているというものの以外に何かございますか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

成果といたしまして私どもが聞いているものは、例えば、この3年間、新型コロナウイルス感染症で活動が思うように進まずに苦労しているというところもあるのですが、避難所づくり体験であるとか、学校施設の開放、地域の見守り隊、おたる潮まつりの参加、花壇の整備で地域と一体となる活動ができていると、地域の方にも応援いただいているという成果が見られてきていると思っております。

○横尾委員

コミュニティ・スクールの評価、自己診断について、私もよく聞くことがありますけれども、やはり自分たちでやっているけれども、きちんと効果を発揮できているのかというような疑問だとか、本当に効果が出ているのか、改善すべきというのはどこにあるのだろうというところが悩みとしてよく聞かれるところでもあります。

その中で、文部科学省が、コミュニティ・スクール運営に関するチェックシートだとか、コミュニティ・スクー

ルのポートフォリオについて示してありますけれども、これの活用はいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

ただいま御質問のありました、コミュニティ・スクールチェックシート、またポートフォリオですけれども、コミュニティ・スクールの学校運営協議会の中で広く意見をお聞きする手法の一つとして、コミュニティ・スクール活動を充実させるために、今ありましたコミュニティ・スクールチェックシート、またポートフォリオというのを導入することにつきまして、学校運営協議会にも情報提供していきたいというふうに考えております。

○横尾委員

この診断は、同じような悩みが全国でもあるからこういうものができていると思いますので、そういう情報提供も市教委の役割かと私は思います。

また少し戻りますけれども、規則の中で、第15条に、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置という部分がありますけれども、これは市教委としてはどのような措置を想定されているのか、お示してください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

小樽市学校運営協議会規則第15条の必要な措置ということでございますけれども、それは学校運営協議会の活動で、学校運営に支障が生じた場合の対応として、指定の取消しに代えて必要な措置を導入するという趣旨で追加されたところですので、指定の取消しに相当するという事象があった場合に、そこを適用するというようなことを考えています。

○横尾委員

ここは、活動支援だとか、そういった部分ではなくて、あくまでもそういった事態になったときということで確認させていただきました。

活動支援の部分でC Sマイスター派遣事業というものがあるそうです。これはどのようなものなのか、お示ください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

C Sマイスター派遣事業は、文部科学省の派遣事業の制度を受けまして、北海道教育委員会の事業として実施されております。事業の名称は北海道地学協働アドバイザー派遣事業と言いまして、毎年新規で活動する学校に派遣されております。費用は北海道の派遣ということでありますので、市の負担というのはないというところでございます。

○横尾委員

これは北海道の事業で、文部科学省でもあったのですけれども、その下の事業ということで、新しいところしか入れられないのですか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

文部科学省の派遣の制度を受けた北海道の事業ということで、もともとは同じでございます。北海道地学協働アドバイザー派遣事業を希望する学校に派遣するという事業なのですけれども、私どもでは、最初の導入ときに必ず派遣を受けて説明して事業を進めているというところです。

この北海道地学協働アドバイザー派遣事業の趣旨としましては、地学協働活動の充実のため、北海道地学協働アドバイザーを派遣して、学校の運営の改善・充実や学校と地域の提携・協働、地域創生等に関する課題の解決や推進方策について助言を行うとともに、地域と共にある学校づくり、また学校づくりを促進することを推進しているというところでございます。

○横尾委員

地学協働アドバイザーとC Sマイスターは同じものですか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

C Sマイスターは国の事業、地学協働アドバイザーというのは、それを受けた北海道の事業の中でのアドバイザーというところでございます。

○横尾委員

先ほどの説明は地学協働アドバイザーのお話でしたけれども、C Sマイスター派遣事業の内容は違うのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

C Sマイスター派遣事業につきましては、コミュニティ・スクールの趣旨でございますけれども、コミュニティ・スクールの導入及び実践に携わった実績を有する者をコミュニティ・スクール推進、またはC Sマイスターとして委嘱して、コミュニティ・スクールの未導入または導入して間もない教育委員会や学校関係者等に派遣することとして推進体制の構築や取組の充実を図り、地域とともにある学校づくりを促進するということで趣旨があります。

○横尾委員

規則の第8条第1項第3号に、対象学校の運営に資する活動を行う者が学校運営協議会の中に入ってくるというようなものがありましたけれども、こちらはどのような人を想定されているのか、お示してください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

第8条第1項第3条のところでございますけれども、地域の活動に精通した人材というところを考えております。

○横尾委員

具体的に何か名称みたいなのはないのですか。地域学校協働活動推進員とか、そういうものを想定されているかではないのですか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

今、委員から御指摘のありましたとおり、地域学校協働活動推進員という委員も含めて、地域の活動に精通している方というのを想定しております。

○横尾委員

今回この決算特別委員会で、予算が適切に使われているのかという部分で、まずコミュニティ・スクールの活動支援として内容が適切かどうかというのを聞かせていただきました。

実際は運営の備品だとか、そういったものを買われているということで、私が聞いているような悩みの部分の支援というのが入っていなかったのが少し残念だなというふうに思いました。ほかのコミュニティ・スクールが適切に機能しているかどうかの評価も、それぞれの学校の、それぞれの委員の意見でしかなくて、全体的な、市教育委員会としてこういったものを目指しているよというところからの評価、また、コミュニティ・スクールとしてこういう目的があるのだよというところからの評価ができていなかったのかというふうに思います。

また、ほかの活動支援という部分で先ほど示しましたけれども、C Sマイスター派遣事業だとか、それこそ地域学校協働活動推進員、こういう人たちが鍵になるよということで、文部科学省とかも示しましたけれども、こういったコミュニティ・スクールそれぞれの現況を受けて検討はしなかったのか、活動支援とは言っていますが、そういったところの検討はされたのかどうか、お示してください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

基本的には、コミュニティ・スクールの中で改善点を見つけて検討していき、その改善の過程も含めて、地域と協働して、魅力ある学校をつくり上げていくということも、コミュニティ・スクールの方針の一つというふうに考えております。また、委員から先ほど御指摘のありました、地域学校協働活動推進員との協力も大変重要だというふうに考えておりますので、そのことも含めてコミュニティ・スクールのチェックシート、またポートフォリオもこの会議の中で御指摘を受けましたので、情報提供も含めて助言してまいりたいというふうに考えております。

○横尾委員

先ほど言ったCSマイスターも北海道に1人だけいらっちゃって、それこそ近くの北海道科学大学にいらっしゃる教授がなっておりますし、交通費だとかの負担がもしあるようでしたら、そちらも比較的ほかの都市よりは少ないのかというふうに思ったりしています。そういった小樽の地の利とか、そういったものをしっかりと生かしていただいて、せっかく進めているコミュニティ・スクールです。本当に形にして、学校がそれぞれ困らないで、本当によかったと思えるようなコミュニティ・スクールの運営をしていただきたい。市教育委員会にも、それなりの役割があると思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

みらいに移します。

○平戸委員

○小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金について

初めに、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金についての質問です。

この基金の創設の時期及び目的をお示してください。

○(財政) 契約管財課長

基金の創設の時期及び目的についてですが、歴史的建造物や鉄道車両等の産業遺産など本市の歴史的な財産を後世に引き継ぎ、個性豊かな魅力あるまちづくりを実現するために、全国の小樽ファンの皆様から寄附を募り、住民参加型のまちづくりを推進するため、平成20年4月に小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例を制定するとともに、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金を創設したものであります。

○平戸委員

では、本基金を活用して行える事業についてもお示してください。

○(財政) 契約管財課長

本基金を活用できる事業は、旧国鉄手宮線の保全及び活用事業、市立小樽文学館及び市立小樽美術館の整備事業並びにその周辺の整備事業、小樽市総合博物館の展示鉄道車両の保全事業、小樽市公会堂の能楽堂の保全及び整備事業、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例に基づく登録歴史的建造物の保全事業、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の保全及び活用事業、その他市長が必要と認める事業となっております。

○平戸委員

本市に対しては、毎年多くの方から、まちづくりや教育等に活用してほしいとたくさんの御寄附をいただいております、そのお気持ちに応えられるよう、寄附金を最大限活用することが求められています。

本基金には、返礼品のあるふるさと納税の仕組みを使っても寄附していただけるとのことです。令和4年度の本基金への市内からの寄附と市外からの寄附の割合についてお示してください。

○(財政) 契約管財課長

令和4年度の寄附の割合につきましては、市内分が2.3%、市外分が97.7%となっております。

○平戸委員

市外からのものが97%以上ということで、ほとんど占めていると思います。市外からの寄附となりますと、ふるさと納税を利用した方が多いと思われ、私の思っていたとおり、ふるさと納税による寄附がこの基金を支えるとい

うことになると思います。

続いて、本基金の管理では、定期預金に預けているとのことですが、定期預金にしている理由をお示してください。

○（財政）契約管財課長

定期預金にしている理由につきましては、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例第 6 条において、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない旨規定されていることから、定期預金にて運用しているものでございます。

○平戸委員

最も確実かつ有利ということでしたが、一般人の感覚としては定期預金と聞くと、すぐには使えないであったり、年単位で預けておくイメージがあったので質問しました。また金利分については、基金への積立てに回るとのことですが、この運用で得られるリターンよりも、頂いた寄附をある程度まとまった額になったら執行するというサイクルを継続して、不必要に基金が膨れ上がっていくことを避けるべきと考えております。

続いて、準備いただいた資料に移ります。資料では、令和 4 年度の寄附額については約 7,000 万円と、過去 5 年間を見ても毎年 5,000 万円を超える寄附を頂いていると資料から見とれます。

毎年、寄附額が増えているようですが、全ての事業を合計した基金の積立額の推移について、過去 5 年分をお示してください。

○（財政）契約管財課長

過去 5 年分の執行額の推移ですが、平成 30 年度が 312 万 8,626 円、令和元年度が 660 万 2,995 円、令和 2 年度が 1,097 万 3,358 円、令和 3 年度が 4,734 万 1,824 円、令和 4 年度が 5,648 万 6,908 円となっております。

○平戸委員

執行額ではなくて、全ての事業を合計した基金の積立額の推移をお願いします。

○（財政）契約管財課長

基金の積立額という御質問でした。

平成 30 年度分が 5,242 万 3,585 円、令和元年度分が 5,323 万 9,430 円、令和 2 年度分が 5,933 万 9,020 円、令和 3 年度分が 6,922 万 6,430 円、令和 4 年度分が 6,984 万 5,290 円となっております。

○平戸委員

今のが寄附額で、先ほど言っていた執行額をそこから引くと積立額という認識でよろしいでしょうか。

○（財政）契約管財課長

差額につきましては、令和 4 年度の残額となっております。

○平戸委員

これからの寄附額の推移には、今までの金額の推移にもよると思いますが、この基金の活用の計画については定められてきたのか、お示してください。

○（財政）契約管財課長

基金の活用の計画ですが、寄附という性質上、基金としての活用計画は立てておりませんが、今後もそれぞれの事業ごとに適切に活用を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○平戸委員

毎年の努力によって、ふるさと納税の額は今までも増加してきていますし、これからも増加していくと私は思っております。寄附を集めてどう活用していくかという計画性がとても大切になってくるとは思います。寄附なので、特性というのわかりますが、しっかり計画を立てることも大切ではないかと思えます。

続いて、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例第 4 条、寄附者への配慮においては、「市長は、基金の積立て、管理及び処分その他基金の運用に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければなら

ない。」とあります。寄附者の意向についてはどのように把握しているか、お答えください。

○（財政）契約管財課長

寄附者の意向につきましては、寄附を行う際に寄附者において事業を選択していただいておりますので、そこで意向を把握しているところでございます。

○平戸委員

寄附金の使い方に関して、条例どおり寄附者の意向を反映しようとする、例えば、旧国鉄手宮線の保全に対する寄附であれば、旧国鉄手宮線の分に関してのみでしか使えないという認識で合っていますでしょうか。

○（財政）契約管財課長

委員がおっしゃるとおり、特定の事業に対する寄附は、その事業に関してのみ使用させていただいております。

○平戸委員

基金の積立てが大きくなっている要因の一つに、使い道が限定されたお金が多いことがあろうかと思います。例えば、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の保全及び活用事業とありますが、御存じのとおり、とても大きい建物で、古いので活用しようと思うと莫大なお金がかかってしまいます。資料にもあるとおり、寄附金はありますが、これだけで活用するのは厳しいのかと思います。この基金を、もし違う事業の基金も、そのほかに充てられるということになれば、一つの事業に集中してお金を使うこともでき、取り入れる施策に幅が出てくるのかと思いました。

そこで、ふるさと納税で考えると、正直なところ、小樽のまちづくりに寄附を使ってほしいと思っている方と返礼品目当てで小樽市に寄附した方では、後者が圧倒的な割合を占めていると思います。多くの方たちにとっては、各事業は正直ただの選択肢であって、電車が好きだから総合博物館の展示車両の保全事業にしてみようだとか、アートが好きだから美術館の整備事業を選んだといった程度の可能性もあろうかと思います。なかなか自分の住んでいない地域について深く知ることになれば、考えることもないのが実情だと思います。といいますのも、私が実際そうで、20歳そこそこのときにふるさと納税をしていたとき、知らない自治体に寄附して、選択肢がいろいろあったのですが、どの事業にするか迷って適当に選んだということがありました。

そこで思ったのですが、寄附者の意向が反映されるよう寄附金を使うことはもちろん大事なのですが、寄附金の使い方を個別の各事業に振り分けるのではなくて、例えば小樽の歴史的な産業遺産等を生かしたまちづくり寄附金というような、もっと大きいくくりで取ることができれば、各事業に限定しないで取れば、寄附者の意向に沿いつつ、先ほども言ったように積極的に一つの事業に集中して投資ができるのではないかと思います。今後の取組方について少し思うところもありますが、また別の機会で質問していこうかと思います。

◎教職員の駐車料金について

続いて、教職員の学校での駐車場利用についての質問に移ります。

本市の教職員に関して、通勤に自家用車を使用し学校内に駐車する場合には、駐車料を徴収しているとのことですが、これはいつから徴収しているのか、また、どういった理由、目的で徴収しているのか、お示してください。

○（教育）施設管理課長

財政再建推進プラン実施計画が平成18年2月に策定され、職員校内駐車場の平成18年度中の有料化を目指すことが示されました。公有財産等の適正管理、職員の不公平感の是正、財政再建の一環としての歳入確保を目的としまして、市費、道費の職員も対象として、市からの要請を受け、公用使用している教育職員にも協力を得て、関係規則を改正した後、平成19年7月から徴収しております。

○平戸委員

背景については分かりました。

では、月々幾ら徴収しているのか、自動車と自転車、それぞれお聞かせください。

○(教育)施設管理課長

小樽市公有財産規則では、教職員のうち、市費職員の自動車の使用料は1台年間3万6,000円となっております。月額にすると3,000円です。教育職員の自動車の使用料は1台年間2万4,000円となっており、月額にすると2,000円となっております。

自転車につきましては、規則で定めがないことから徴収してございません。

○平戸委員

全国では、自転車についても取っている自治体があるようなので質問しました。

続いて、令和4年度において駐車場の有料化していない学校があればお聞かせください。

○(教育)施設管理課長

小樽市立全ての小・中学校について徴収してございます。

○平戸委員

一律で徴収しているということが分かりました。

市内の小・中学校には、交通の便がいいとは言えない学校もあると思います。朝の通勤時、夕方から夜にかけての退勤時ともにバスの本数が十分にあれば、便利さという観点で大きな課題がありますが、公共交通機関での通勤も可能と考えることもできます。

しかしながら、今後、バス会社の人手不足や人口減少による需要の低下など、今後を考えるとバスの運行本数はさらに減少していく可能性もあり、通勤時の利便性の低下も予想されます。また、教職員については、家庭訪問や突発的な事態に対応するために自家用車を使用することもあり、自家用車での通勤以外考えられないとの意見も聞いています。自家用車での通勤は教職員の希望ではなく、仕方がなく自家用車で来ていると考えることもできるかと思っています。

そこで、自家用車ではなく公共交通機関で教員が通勤した場合に、各学校としては自由に使える公用車のようなものがなくなってくるとは思いますが、導入状況が分かればお聞かせください。

○(教育)施設管理課長

本市も含めまして、道費の職員につきましては自家用車を公用として使用していることが多いため、本市では導入してはございません。

○平戸委員

駐車料については、本市が徴収しているものという認識で合っているかお聞かせください。

○(教育)施設管理課長

委員のおっしゃるとおり、小樽市が徴収してございます。

○平戸委員

令和4年度では、年度で合計幾ら徴収したのか合計金額をお聞かせください。

○(教育)施設管理課長

令和4年度の学校全体の駐車使用料は、小学校が828万3,500円、中学校が464万4,375円の合計1,292万7,875円となっております。

○平戸委員

毎年1,000万円を超える額を徴収しているということで、徴収した料金については何に使われているのか、お聞かせください。

○(教育)施設管理課長

学校施設管理や衛生管理、通信費、リース料といった維持管理に係る経費の財源の一部として使わせていただいております。

○平戸委員

一般的な使い方ということで、何かそれで整備しているということではなさそうなのかと。教職員からは、必要だから車で通勤しているのに駐車料を取られてしまっていて、正直何に使っているか分からないという意見をもらっていました。

続いて、他都市の導入状況について伺っていきます。

駐車場については、北海道でも先進的な取組として本市が駐車料を徴収してきたと思いますが、道内主要10市での駐車料の有料化の導入状況についてお示してください。

○（教育）施設管理課長

教職員の駐車料金有料化の導入状況につきましては、函館市が市費と道費の教職員から、室蘭市が市費の教職員から徴収していると聞いてございます。

○平戸委員

私も全ての自治体を調べ切れたわけではないのですが、私の範囲で調べた範囲でも、一応いろいろ検討した自治体もありましたが、私は函館市しか分らなかったです。

この制度について、本市もそうですが、素晴らしい取組というのは、他都市にも自然と広がっていくことが多いと思いますが、この施策がこれまで広がってこなかった理由についてはどう考えていらっしゃいますか。

○（教育）施設管理課長

答弁の繰り返しとなりますが、公有財産等の適正管理、職員の不公平感の是正、財政再建の一環としての歳入確保を目的とした本市と他市とは財政状況が異なることや、道費の職員は基本的に自家用車を公用として使用しているため、多くの自治体に広がらなかったものと考えてございます。

○平戸委員

私は、この駐車料を徴収する取組については、その当時の財政状況、検討状況について詳しくは分かりませんが、本市の令和4年度の財政状況を考えれば、教職員のモチベーションを下げかねないこの取組を継続していることに疑問が残りました。

令和4年度には、駐車料金の徴収について何か検討したのか、お聞かせください。

○（教育）施設管理課長

教育部と財政部を含めまして、市長部局と協議しているところでございます。

○平戸委員

私も、全国的なこういった同じような例の取組だったり、その後の経過について今後、調べてみようと思います。

◎創業支援補助金について

続いて、令和4年度に実施した創業支援補助金について伺います。

本制度の創設時期とその目的についてお聞かせください。

○（産業港湾）産業振興課長

小樽市創業支援補助金につきましては、平成27年8月1日より実施しておりまして、目的としては、市内において新規創業する者に対し、その経費を補助することにより、新規雇用の創出、市外在住者の転入、市内居住者の転出抑制、市内事業者との取引拡大等を図り、本市経済振興に資することを目的としております。

○平戸委員

その中の家賃補助の上限額については、補助率が2分の1で月5万円を6か月ですが、小樽市商店街振興組合に属する商店街及び市場では12か月とのことですが、なぜ上限が5万円なのか、お聞かせください。

○（産業港湾）産業振興課長

家賃補助の上限額につきましては、制度創設当時に実施していた中心商店街等での創業者に対しての家賃助成が

月額5万円でしたので、それに合わせて5万円としたものでございます。

○平戸委員

こちら資料を作っていただきましたが、過去5年間の補助実績について御準備いただきました。

資料によりますと、令和4年度では、家賃補助について、予算が270万円で決算額は163万円なので予算が余ってしまったということで、内外装工事に関しても同様に予算が余ったようです。予算を使い切ることが目標となっていけませんが、さらに創業を後押しする方法として、補助率を上げることや上限金額を5万円以上に引き上げることも令和4年度予算の範囲の中で考えられたことと思います。そういった上限金額や補助率の検討について、令和4年度には行われたのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

まず、家賃補助の関係でお話をさせていただきますと、家賃補助の予算の算定につきましては、補助期間が半年ございますので、毎年前年度末の申請があった場合には、翌年度に繰り越すことかございます。その前年度の申請者の繰越件数と当該年度の新規の申請者件数を想定して上限額をかけて算定しております。

ですので令和4年度につきましては、申請件数が少なかったということで残額が出た結果となりました。こちらは内外装工事でも同様でございますけれども、その残額をもって上限額の引上げですとか制度拡大の検討を行うものでございませし、令和4年度の予算算定時も、前年の予算の残額を参考に上限額の引上げを検討するということは行ってはおりません。

○平戸委員

検討状況については分かりました。

内外装工事費補助も補助率2分の1、上限50万円までとのことですが、令和4年度での変更点があればお聞かせください。

○（産業港湾）産業振興課長

令和4年度につきましては、人口減少対策も加味しまして、移住者に対しては30万円を加算するというところで実施しております。

○平戸委員

続いて、原則として内外装工事には市内業者を使うとなっておりますが、先ほど言われたように移住であれば50万円にプラスして30万円の最高額80万円の補助を受けられる方がいらっしゃると思います。そういう方というのは、市外から移住を伴って創業している方でありますので、なかなか市内の内装業者を知っているという方はいないと思うのですが、そういう方はどうやって業者を知ることができますか。取組等があればお聞かせください。

○（産業港湾）産業振興課長

まず、内装工事の助成に市内事業者を使っていただくことにつきましては、PRでもうたっておりますし、創業の相談があった場合には、まず市内の事業者を使っていただくことを説明しておりますが、市外からの移住者による創業の場合には、やむを得ず市内の事業者が使えない事情がありますので、中小企業振興会からの御意見もありましたので、そういった事例に対応できるよう、今年度からは条件を緩和して運用しているところでございます。

○平戸委員

そこは柔軟に対応していただけるということです。

続いて、本制度の対象外となる事業の種類について質問します。食事の提供を主目的としない、キャバレー、スナック、バー、ナイトクラブなど、金融業、興信所、風俗営業など多くの対象外となる業種が示されていますが、対象外の業種の選定基準をお示しください。

○（産業港湾）産業振興課長

この補助金の補助対象者の要件として、金融機関の新規創業者向けの融資を受けていただくことが条件となって

おりますので、北海道信用保証協会をはじめ全国に公的機関として融資の保証していただける信用保証協会というものがございます。その補償対象外である業種を対象外としているところでございます。

○平戸委員

信用保証組合の基準を準用されているようなことということです。

対象外となる業種のうち、食事の提供を主目的としないキャバレー、スナックバー、ナイトクラブとありますが、これは、この頃に小樽市が取り組まれています、昼だけではなく夜の小樽市も楽しんでいただこうという本市の取組と少し逆行する施策のように思いますが、そこに関してはいかがお考えでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

小樽市の観光の課題としましては、滞在時間の延長ですとか、消費効果の拡大とした観点で夜の観光を楽しんでいただくことは非常に重要なことと考えておりますが、その情報発信など、夜の観光を楽しんでいただく取組と公的な補助金を交付する際の判断基準とは別のものと考えておりますので御理解いただければと思います。

○平戸委員

小樽のナイトタイムを盛り上げようと様々なイベントが今も計画されていたり、小樽観光協会ナイトインフォメーションが設置されたりと、官民が共に取り組んでいることですので、今後も小樽の夜が盛り上がる施策に期待して、私からの質問を終わりたいと思います。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後3時56分

再開 午後4時13分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○松井委員

日本共産党を代表して、第3回定例会議案第9号ないし議案第20号は、不認定の立場で討論を行います。

詳しくは本会議で述べます。

2022年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に加え、食料品や日用品、電気代など、様々な品目の値上げが相次いだ年でした。生活者、特に低所得者にとってはますます厳しい生活を強いられる状況となり、いかに市民の生活を守るのかが小樽市に求められていました。しかし、石狩湾新港や北海道新幹線工事などの大型工事を推し進める一方で、市民の願いである、ふれあいパスの利用制限の見直しや国民健康保険料の引下げなどは手つかずのままでした。8月から、子供の医療費助成が小学校卒業まで拡充されましたが、他の自治体では、小学校から高校まで助成を拡大している自治体があります。子育て支援が十分であったとは言えません。働く人の賃金は上がらず、年金は4月から下がりました。国の社会保障削減をそのまま反映し、国保や介護での市民負担は増すばかりです。

日本共産党は、公共性の高い事業について消費税をかけることに、これまでも反対してまいりました。国の悪政をそのまま反映し、大型事業を維持する一方で、市民の暮らしへの予算を削っていった2022年度各会計決算は認めることができません。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、討論といたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより採決いたします。

令和5年第3回定例会議案第9号ないし議案第20号について、一括採決いたします。

いずれも認定と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり、熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、前田副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ説明員の皆様の御協力によるものと、深く感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。